

# 第二次島根県再犯防止推進計画（案）概要

## 第1章 計画の基本的な考え方

### 1 計画策定の趣旨

- ・刑法犯認知件数は減少傾向にあるが、島根県における再犯者数は近年 300 人台で推移し、引き続き取り組みの推進が必要。第一次計画の取組を継承・発展させる。
- ・犯罪をした者等の更生や社会復帰に対する理解と協力の輪を広げ、地域社会の包摂の中で、対象者の様々な生活課題や生きづらさに寄り添いながら、その立ち直りを見守り、孤立しない環境づくりを進め、誰もが安全・安心な社会を実現するため、県計画を策定する。

### 2 計画の位置づけ

再犯防止推進法に基づく「地方再犯防止推進計画」

### 3 計画の期間

令和 8 年度から令和 12 年度までの 5 年間

### 4 計画の対象者

再犯防止推進法第 2 条に規定する「犯罪をした者等」で、支援が必要な者

## 第3章 今後取り組んでいく施策

### 1 就労・住居の確保等のための取組

- (1)就労の確保
    - ・各就労支援機関による個別支援の充実強化
  - (2)住居の確保
    - ・連帯保証人を求めない民間賃貸住宅の確保を推進
- ### 2 保健医療・福祉サービスの利用の促進等のための取組
- (1)高齢者又は障がい者等への支援
    - ・地域生活定着支援センターによる支援の充実強化
    - ・被疑者・被告人等に対する入り口支援の推進
  - (2)薬物依存等を有する者への支援
    - ・薬物依存症の治療・支援等ができる人材の育成等、効果的な支援体制の構築
    - ・ギャンブル等依存症に関する回復支援プログラムの普及
- ### 3 子どもの非行の防止と健全育成、学校等と連携した修学支援の実施等のための取組
- ・子ども・若者の相談支援機関における支援の充実

## 第2章 基本方針・重点課題及び再犯防等に関する施策の指標

### 1 基本方針

- (1)地域における「息の長い支援」
- (2)支援者間の連携、協働
- (3)民間協力者の理解、支援活動の促進

### 2 重点課題

- (1)就労・住居の確保
- (2)保健医療・福祉サービスの利用の促進
- (3)子どもの非行防止と健全育成、学校等と連携した修学支援の実施
- (4)犯罪をした者等の特性に応じた効果的な支援の実施
- (5)民間協力者の活動の促進、広報・啓発活動の推進
- (6)地域による包摂の推進

### 3 成果指標

刑法犯検挙者中の再犯者数 293 人以下  
基準値:令和6年度 367 人から 20% 減少

### 4 犯罪をした者等の特性に応じた効果的な支援の実施等のための取組

- ・警察や矯正施設等の連携強化による暴力団離脱に向けた支援の実施
- ・少年サポートセンターによる支援の実施

### 5 民間協力者の活動の促進等、広報・啓発活動の推進等のための取組

- (1)民間協力者の活動等の促進等
  - ・保護司や協力雇用主の確保に向けた啓発
- (2)広報・啓発活動の推進等
  - ・“社会を明るくする運動”的推進
  - ・矯正施設、更生保護団体による活動の広報・啓発

### 6 地域の包摂の推進のための取組(国・民間団体等との連携強化等)

- ・再犯防止に係る取組や支援状況の共有を行う「地域再犯防止推進市町村等担当者会議」を開催

## 第4章 推進体制

再犯防止推進委員会を設置し、関係機関・団体と連携を図りながら、再犯防止に係る施策や必要な支援の検証及び情報共有を行う。